

入札説明書

公用車運転業務委託

岩手県医療局経営管理課

この入札説明書は、岩手県医療局が発注する調達契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名 公用車運転業務委託
- (2) 業務概要 別紙「公用車運転業務仕様書」による。
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 岩手県内

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (5) 過去2年以内に当委託契約と同種同規模の契約を複数実施し、その全てを誠実に履行していること。
- (6) 盛岡市に本社又は営業所を有し、緊急の場合に即時対応出来るものであること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を令和7年2月18日（火）までに平日の午前9時から午後5時までの間に15(3)の場所に提出しなければならない。

なお、入札参加者は提出した書類について医療局長から説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。

ア 競争参加資格を証明する書類

(ア)入札参加資格申請書	別紙「様式第1号」
(イ)誓約書	別紙「様式第2号」
(ウ)業務履行等調書	別紙「様式第3号」
(エ) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有す	別紙「様式第4号」

る者に該当しないことの誓約書	
(オ) 財務諸表	直近1 営業年度分 ・法人（組合）…貸借対照表、損益計算書 ・個人 青色申告…所得税青色申告決算書の損益計算書及び 資産負債調の写し 白色申告…所得税確定申告書の写し
(カ) 納税証明書（写し可）	【岩手県に営業所又は事務所を有する場合】 ・岩手県が発行する県税に未納がない証明書（発行後3ヶ月以内のもの） ・消費税及び地方消費税の納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの） 【岩手県に営業所又は事務所を有しない場合】 ・申告所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 入札参加者は、本説明書（業務仕様書を含む。以下「説明書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。

4 質問書の受付及び回答方法について

本件入札に対して質問がある場合は、書面（様式は任意。FAXによる提出可）により令和7年2月19日(水)午後5時までに15(3)の場所に提出しなければならない。

なお、回答は、入札参加者に対し令和7年3月6日(木)午後5時までにFAXにより回答する。

5 入札の方法等

(1) 1(1)の件名で1時間あたりの単価で入札に付する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(3) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(5) 代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

6 入札書記載事項

(1) 入札年月日

(2) 頭書に「入札書」である旨記載

- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
- (5) あて名（「岩手県医療局長」とする）
- (6) 入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））

7 入札及び開札の日時及び場所等

令和7年3月11日(火)午前10時00分 盛岡地区合同庁舎5階 医療局会議室

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 当該契約期間内における予定数量（8時間を超える場合の超過時間及び深夜帯における運行時間を含む。）に入札単価を乗じた金額に100分の110を乗じて得た額の100分の3以上の額を納入すること。

ただし、医療局財務規程第184条の規程に基づく要件を満たすことを確認した場合に免除することがある。

- (2) 入札保証金は、開札終了後、落札しなかった場合は、これを当該入札参加者又はその代理人に還付する。

なお、落札者については契約締結後において還付する。

また、還付の際、領収書に印鑑（印鑑登録印）が必要であることから、持参すること。

おって、入札保証金の還付に当たり、受取金額が5万円以上となる場合は、領収書に貼付する収入印紙（200円分）を準備すること（受取金額が5万円未満となる場合は非課税）。

- (3) 落札者の入札保証金については、契約保証金の一部に充当することができる。この場合、契約保証金充当申出書（別紙2）を提出すること。

なお、落札者の入札保証金を契約保証金に充当しない場合は、契約保証金の納付後（契約保証金が免除となる場合にあつては契約締結後）において、入札保証金還付請求書（別紙3）を提出し、入札保証金の還付を請求するものとする。

- (4) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、岩手県医療局に帰属する。

9 入札への参加

3(1)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和7年2月28日(金)までにFAXにより通知する。

10 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

11 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件調達に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、岩手県医療局財務規程 第190条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (1)の同価格の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

12 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、7(3)により、入札場から退去させられた者も同様とする。

13 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する委託業務に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 岩手県から庁舎等管理業務の委託契約又は県営建設工事に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その他経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

14 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約形態は、1時間あたりの単価契約とする。
なお、1回の運行が8時間を超える場合の超過時間又は深夜帯（午後10時～翌午前5時）において運行した場合の当該時間については、それぞれ契約単価に契約単価の2割5分相当の額（円未満切捨て）を加算するものとする。
運行時間の1時間未満の端数は1時間に切り上げるものとする。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。
ただし岩手県医療局財務規程第203条に該当する場合においては、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金は、契約履行後に契約の相手方に還付する。
- (5) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県医療局に帰属する。
- (6) 「別添1（契約の保証について）」（1）の確認のため、別紙1「契約の保証に関する届出書」を落札後速やかに医療局長に提出するものとする。

15 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することが出来ないものとする。
- (2) 本委託業務に係る予算案が県議会の2月定例会において否決された場合は、本契約手続きを取り消すものとする。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号 岩手県医療局経営管理課総務担当
TEL：019-629-6308 FAX：019-629-6319

【参考】

・入札保証金計算方法

$[\{ \text{入札予定単価（円）} \times \text{年間見込数量（時間）} + 8 \text{時間を超える運行単価} \times \text{年間見込数量（時間）} + \text{深夜帯に係る運行予定単価} \times \text{年間見込数量（時間）} \} \times \text{消費税（110/100）}] \times 3/100$ 以上

（例）入札予定単価を1,000円とする場合（令和7年度年間見込数量を反映）

$\{ (1,000 \times 570 + 250 \times 35 + 250 \times 1) \times 110/100 \} \times 3/100 = 19,107$ ※円未満切り上げ

（19,107円以上を納付）

・契約保証金計算方法

$[\{ \text{契約単価（円）} \times \text{年間見込数量（時間）} + 8 \text{時間を超える運行単価} \times \text{年間見込数量（時間）} + \text{深夜帯に係る運行単価} \times \text{年間見込数量（時間）} \} \times \text{消費税（110/100）}] \times 5/100$ 以上

（例）契約単価が1,000円となった場合（令和7年度年間見込数量を反映）

$\{ (1,000 \times 570 + 250 \times 35 + 250 \times 1) \times 110/100 \} \times 5/100 = 31,845$ ※円未満切り上げ

（31,845円以上を納付）